

特定施設入居者生活介護

カルデアの家 寝屋川

運 営 規 程

株式会社はーとふるセゾン

指定特定施設入居者生活介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社は一とふるセゾンが設置するカルデアの家 寝屋川（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他の従業者（以下「指定特定施設入居者生活介護従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態になった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

2 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 事業は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

5 事業の実施に当たっては、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（寝屋川市条例第55号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 カルデアの家 寝屋川
- （2）所在地 寝屋川市打上中町7番21号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者

に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、利用者または家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活上に必要な支援を行う。

(4) 看護職員 2名以上

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

(5) 介護職員 25名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 事務員及び用務雑務員 1名以上

事務員は、サービス利用に伴う費用の額の明細を記した請求書及び領収書の発行及び事務手続きを行う。用務雑務職員は、ホーム入居者の日常の洗濯に伴う業務及びホーム内共有部の清掃・維持管理に伴う業務を行う。

(8) 食事の提供は、委託業者にて実施する。

(指定特定施設入居者生活介護の定員及び居室数)

第5条 事業所の利用定員は、要介護者71名とする。

2 居室数は71室とする。

(指定特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特殊浴槽を用いた入浴や介助浴など一週間に2回以上適切な方法により入浴を行うか、健康上の理由で入浴が困難な利用者については、清拭を行うなどして清潔保持に努める。

(2) 利用者の心身の状況や排せつ状況を基に自立を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。

(3) 利用者の心身状況や要望に応じて、一日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上のお世話を適切に行う。

(4) 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

- (5) 利用者に対してホームの看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な健康管理を行う。
- (6) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。

(短期利用特定施設入居者生活介護)

第7条 事業所は、特定施設の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定特定施設入居者生活介護（以下「短期利用特定施設入居者生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用特定施設入居者生活介護の定員は7名とする。
- 3 短期利用特定施設入居者生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用特定施設入居者生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に沿い、事業所の計画作成担当者が特定施設入居者生活介護計画を作成することとし、当該特定施設入居者生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用特定施設入居者生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については、入居者ではなく短期利用特定施設入居者生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料等)

第8条 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

- 2 家賃については、月額Aタイプ 70,000円 Bタイプ 82,000円を徴収する。
- 3 食費については、月額 66,000円（税込）を徴収する。（30日とした場合）
- 4 管理費については、月額 45,000円を徴収する。
- 5 短期利用特定施設入居者生活介護の居室料は、日額 3,500円を徴収する。
- 6 保証金については、家賃の6ヶ月分を徴収いたします。但し、退居時に原状回復費及び債務の不履行分を相殺して、返金いたします。
- 7 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 8 月の途中における入退所については日割り計算とする。

9 前7項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者またはその家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

10 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、予め、利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

11 法定代理受領に該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者または家族に対して交付する。

12 自費サービスの概要と利用料金

①訪問理美容

月1回美容師の出張による理美容サービス

利用料金：実費

②医療機関への受診

協力医療機関以外への移送サービス。片道60分につき1,100円（税込）

協力医療機関以外への受診付添。60分につき3,300円（税込）

③外出の付添60分につき3,300円（税込）但し、ホームが実施する外出行事は除く。

④短期利用特定施設入居者生活介護の送迎。片道60分につき1,100円（税込）

⑤医師の往診

利用料金：医療保険の自己負担分

⑥レクリエーション

利用者の希望によりレクリエーションに参加していただくことが出来ます。

利用料金：材料費の実費分

⑦複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できるが、複写物を必要とする場合には実費を徴収。1枚につき11円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金など利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

オムツ代：ホームのオムツを使用された場合には実費を徴収します。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合に、相当の額に変更する場合があります。その場合、事前に変更内容と変更する事由について、変更を行うまでに説明します。

（衛生管理等）

第9条 指定特定施設入居者生活介護を提供する施設、設備及び備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 指定特定施設入居者生活介護事業所において、食中毒及び感染症が発生し、またはま

ん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置などについて、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途にしたがって、妥当かつ適切に利用するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第11条 入居に当たっては、予め、入居申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

2 入居申込者または入居者が入院治療を要する者であること及び入居申込者または入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院または診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。

3 入居者の退居に際しては、入居者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定特定施設入居者生活介護従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。

2 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、

防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制についても定期的に確認を行うものとする。

（苦情処理）

第14条 指定特定施設入居者生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護の提供に関し法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定特定入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第15条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報する。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 3 回

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、特定施設入居者生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「株式会社はーとふるセゾン」法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この改定規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この改定規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。